

令和 7 年度 国営造成施設総合水利調整管理事業
両総地区河川協議資料作成補足検討業務

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

令和7年度 国営造成施設総合水利調整管理事業両総地区河川協議資料作成補足検討業務(以下、「本業務」という。)は、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記事項及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、両総地区の河川協議を行うため、過年度に整理した用水諸元を踏まえ、地区内利用可能量の精査、水収支計算を行い、河川協議資料作成のための補足検討を行うものである。

(場 所)

第1-3条

本業務において対象とする場所は、千葉県香取市ほか8市6町1村地内で別添施行位置図に示すとおりである。

(地区概要)

第1-4条

地区毎の概要は次のとおりである。

【両総地区概要】

事業工期 平成5年度～平成26年度

受益面積 12,720.0ha (水田 12,720.0ha)

取水施設 利根川両総水門、第2揚水機場・小堤寺方機場、山武東部支線機場、松潟用水機場、栗山川統合機場、その他栗山川取水施設(14箇所)

関係河川 一級河川利根川水系利根川、二級河川栗山川水系栗山川
二級河川一宮川水系一宮川

(一般事項)

第1-5条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学

博士	当該業務に関連する学術部門	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第1－7条

担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(照査技術者)

第1－8条

- (1) 照査技術者は、共通仕様書第1－7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	当該業務に関連する学術部門	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

- (2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。

また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1－7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

- (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2－1条

作業の基本事項に関しては「土地改良事業計画設計基準」を優先して適用する。他の図書を適用する場合には監督職員の指示を受けるものとする。なお、業務の期間内において適用する図書に改訂があった場合は、監督職員と協議するものとする。

(貸与資料)

第2－2条

貸与資料は下記のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは監督職員と協議するものとする。

分 類	資 料 名	数量	備考
報告書	令和元年度 国営造成施設水利管理事業 両総地区用水計画等検討その他業務 報告書	1 式	
〃	令和2年度 国営造成施設水利管理事業 両総地区用水計画等検討業務 報告書	1 式	
〃	令和3年度 国営造成施設水利管理事業 両総地区用水計画	1 式	

	等補足検討業務 報告書		
〃	令和４年度 完了地区フォローアップ調査 両総地区営農状況等調査業務 報告書	１式	
〃	令和２年度 利根川水系土地改良調査管理 国営かんがい排水事業「両総地区」事後評価調査業務 報告書	１式	
〃	令和５年度 国営造成施設水利管理事業 両総地区用水計画詳細検討業務 報告書	１式	
〃	令和５年度 完了地区フォローアップ調査 両総地区流量観測等その２業務 報告書	１式	
〃	令和６年度 国営造成施設水利管理事業 用水計画検討業務（両総地区） 報告書	１式	
〃	令和６年度 国営造成施設水利管理事業 両総地区流量観測等その３業務 報告書	１式	
協議書	両総地区調査用水水利使用協議図書（現行水利権）	１式	
〃	両総地区事業誌	１式	

（貸与資料の取扱い）

第２－３条

第２－２条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （１）貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- （２）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- （３）その他に必要な資料については、監督職員と協議するものとする。

第３章 作業内容

（作業項目及び数量）

第３－１条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙１「作業項目内訳表」に示すものとする。

作 業 項 目（設計業務）	数量	備 考
１．準備作業	１式	
２．水収支計算の実施	１式	
３．計画基準年の確認	１式	
４．地区内河川利用可能量の精査	１式	
５．河川協議資料の作成	１式	
６．点検照査とりまとめ	１式	

（作業の留意点）

第３－２条

本業務における作業は、次の事項を留意するものとする。

- (1) 本業務における各作業については、過年度業務の成果を踏まえて行うものとする。
- (2) 第2-1条、第2-2条及び共通仕様書に示す適用する図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員へ説明するものとする。
- (4) 計算等のパソコン出力結果を手計算によりチェックし、また、使用した公式・値等について詳細に説明するものとする。

(技術提案の履行)

第3-3条

技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第1-11条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までには履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

(1) 打合せ時期

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回	作業着手の段階
第2回	中間打合せ（地区内利用可能量の精査段階）
第3回	中間打合せ（水収支計算の実装段階）
最終回	報告書作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

(2) 打合せ場所 WEB会議（オンライン）による。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1) 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） 正副2部

このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途1部を提出するものとする。

2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

3) その他監督職員が指示するもの1式

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) 関係機関等対外的協議により設計計画等に変更が生じた場合。
- (6) その他重要な変更が生じた場合。

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業数量
1. 準備作業		
1-1. 資料収集	本業務の実施に当たり必要な資料の収集及び貸与資料の内容の把握を行う。	1 式
1-2. 現地調査	本業務の実施に当たり必要な現地調査を行う。	1 式
2. 水収支計算の実施	令和 6 年度に整理した用水諸元を踏まえて、水収支計算（雨なし、雨あり）を実施し、期別最大取水量、年間総取水量等を整理する。	1 式
3. 計画基準年の確認	下記の条件により計画基準年を確認する。 ・ 現行計画基準年：昭和 39 年、 ・ 近年 30 か年（平成 6 年～令和 6 年）の 1/10 確率年、 ・ 既往 70 か年（昭和 30 年～令和 6 年）の 1/10 確率年	1 式
4. 地区内河川利用可能量の精査	令和 6 年度に重回帰モデルで算定した河川流量を基に、地区内河川利用可能量の精査を行う。	1 式
5. 河川協議資料の作成	別紙 2 に示す施設に係る河川協議資料を作成する。	1 式
6. 点検照査とりまとめ	上記の各項目の点検・とりまとめ及び報告書の作成を行う。また、照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式

河川協議資料作成対象施設（農林水産大臣水利権）

No.	施設名
1	利根川両総水門
2	第 2 揚水機場、小堤寺方揚水機場
3	山武東部支線機場
4	松潟用水
5	栗山川統合機場
6	吉田第一分水
7	吉田第二分水